

○議事日程

令和5年9月22日（金） 第5日

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 9 常任委員会委員の選任について
- 第10 議会運営委員会委員の選任について



○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金

- の処分及び決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 9 決議案第2号 小島英雄岐南町長に対する不信任決議
- 第10 議長辞職の件
- 第11 選 第 3号 議長の選挙
- 第12 副議長辞職の件
- 第13 選 第 4号 副議長の選挙
- 第14 常任委員会委員の選任について
- 第15 議会運営委員会委員の選任について
- 第16 議会広報特別委員会委員の辞任について
- 第17 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第18 同意第 5号 岐南町監査委員の選任同意を求めることについて
- 第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◇

○出席議員 10 名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

町		長	小島英雄君
副	町	長	傍島敬隆君
教	育	長	野原弘康君

会 計 管 理 者	井 上 哲 也 君
総 務 部 長	小 関 久 志 君
総 合 政 策 部 長	三 輪 学 君
福 祉 部 長	中 村 宏 泰 君
土 木 部 長	安 田 悟 君
住 民 部 長	岩 田 恵 司 君
総 務 課 長	服 部 貴 司 君
財 政 課 長	記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長	楳 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 場 康 伸
書 記	西 脇 信 一 郎



開議

午前10時00分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番 岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。



決算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第1号	令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第2号	令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第3号	令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第4号	令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第5号	令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第6号	令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの
認定第7号	令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案とおり 認定すべきもの

令和5年9月22日

決算特別委員会委員長 渡邊憲司

岐南町議会議長 後藤友紀様



第2 認定第1号から第8 認定第7号まで

○議長（後藤友紀君） 次に、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） この7案件について決算特別委員会における審査の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 渡邊憲司議員。

○決算特別委員会委員長（渡邊憲司君） おはようございます。

今期定例会におきまして、決算特別委員会に付託されました案件につきまして、去

る9月7日と8日の2日間、委員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告いたします。

最初に、認定第1号 令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、各部ごとに関係した部分の質疑に入りました。

初めに、総務部、総合政策部及び住民部の歳入部分について質疑を行いました。

委員から、コロナ禍においても町民税、固定資産税が増えている要因は何かとの問いに、理事者側から、個人の町民税につきましては、人口の増加により納税義務者が増えたことや、コロナの影響を受けつつも回復ペースが早かったことが要因となりました。また、固定資産税につきましては、令和3年度に限りコロナの影響を受けた中小企業に対し減免措置がありましたので、令和4年度にはそれがなくなったことが要因となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、空家対策総合支援補助金が入金されていない理由は何かとの問いに、理事者側から、特定空家の取壊しは1件ありましたが、それについては、家屋の取壊しを所有者ではなく不動産会社に取り壊したため、この補助金の要綱に該当しなかったためですとの答弁がありました。

次に、委員から、不納欠損の主な理由は何かとの問いに、理事者側から、生活保護の受給、外国人で年度の途中に帰国、滞納者本人が死亡し相続人の全てが相続放棄、低収入でほかに滞納処分できる財産がない、心身に障害があり働くことができないなど様々な理由がありますとの答弁がありました。

次に、委員から、たばこ税が増えている要因は何かとの問いに、理事者側から、たばこ税につきましては、近年、喫煙者数は減少しておりますが、その分を補うように平成30年、令和2年、令和3年と増税がされていることと、一般的な紙たばこの販売数が減少する一方で、加熱式たばこの販売数が伸びているということが要因ですとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと納税は手数料などの経費を引いたら実質どのぐらいの歳入になるのかとの問いに、理事者側から、ふるさと納税の経費については、総務省が寄附金総額の50%以内と定めていますとの答弁がありました。

その他質疑後、総務部、総合政策部及び住民部の歳出の質疑に入りました。

委員から、コミュニティタクシーの利用料金の見直しを考えているかとの問いに、理事者側から、コミュニティタクシーの利用料金は、コミュニティバスの事業開始に合わせて公共交通会議で協議したものであり、今のところ見直しの予定はない。燃料費の高騰が続いているが、現在の利用料金を維持していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティバスの利用者を増やす方策はどの問いに、理事者側から、運賃無料デーの実施や高齢者を対象としたバスの乗り方教室、関連記事の広報紙掲載を行いましたとの答弁がありました。

委員から、新ごみ処理施設の建設に係る負担金の充当計画についてどう考えているかとの問いに、理事者側から、ごみの有料化と三重と長野に運搬処分している経費と、残りは起債を財源として充てる計画をしていますとの答弁がありました。

次に、委員から、ごみの有料化は具体的にいつからとの問いに、理事者側から、ごみの有料化については、令和9年度までに実施できるよう現在検討していますとの答弁がありました。

次に委員から、令和9年度以降、高島衛生の積替え施設の活用方法についてどう考えているかとの問いに、理事者側から、笠松町とも協議しながら、粗大ごみ等の回収拠点の設置やごみ処理に関係するものの利用を考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、防災備蓄品の更新時期が来たものについてはどのように活用しているのかとの問いに、理事者側から、賞味期限の迫ったものについては、防災訓練で使用したり、学校で防災教育の教材として使用してもらっています。また、飲料水の期限を過ぎたものについては、トイレ用水などに用途変更し、廃棄することなく保管していますとの答弁がありました。

次に、委員から、防災士養成事業助成金を利用した人数と防災士の活躍の場の提供についてどう考えているかとの問いに、理事者側から、防災士養成事業補助金の利用人数は4人です。地域の防災訓練などで訓練の指導などの活動をしていただくことが町の地域防災力の向上につながると考えておりますので、資格を持った方に積極的に参加していただけるよう呼びかけていきたいと考えておりますと答弁がありました。

次に、委員から、住民課でキャッシュレス決済の利用状況はどうかとの問いに、理事者側から、4月以降、7月時点で22.48%の方がキャッシュレス決済を利用させていただいており、利用者の方のキャッシュレス化が進んでおり、利便性がよくなったと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、全庁的なキャッシュレス決済の導入についてはどうか、どのように考えているかとの問いに、理事者側から、DX推進プロジェクトチームのキャッシュレス部会の中で検討をしている途中ですとの答弁がありました。

次に、委員から、各種証明書のコンビニ交付はいつから導入を考えているかとの問いに、理事者側から、広域証明書発行サービスの令和6年度末の終了予定を受け、来年度の導入に向け検討しているところですよとの答弁がありました。

次に、委員から、日本語の通じない外国人が窓口に来た場合の対応はどうなってい

るかとの問いに、理事者側から、ほとんどの言葉が網羅されている翻訳アプリを使用して対応していますとの答弁がありました。

次に、委員から、通学安心システムはいつまで利用する予定かとの問いに、理事者側から、令和7年度をめどに新しいシステムの導入を検討していますとの答弁がありました。

その他質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、民生委員の成り手が不足していないかとの問いに、理事者側から、現在のところ、定数を満たしており、不足はありませんとの答弁がありました。

次に、委員から、自治会主催の敬老会を敬老祝い記念品贈呈事業に切り替えて実施した感触についてとの問いに、理事者側から、想定以上に好評でした。高齢者の増加に伴い、集合型で実施することが困難な状況になりつつあることを踏まえ、当面この方式を踏襲したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、障害者福祉の町内の事業所数はどれくらいあるのか。町内の事業者数は充足しているのかとの問いに、理事者側から、通所の生活介護が3か所、就労系の就労支援A型が4か所、契約を伴わない就労支援B型が7か所、施設型のグループホームが2か所、ショートステイが4か所。障害児では、児童発達支援事業所が10か所、保育所訪問が1か所あります。年々障害者の通所環境はよくなっていると認識していますとの答弁がありました。

次に、委員から、りんご園の定員が12人に対して、現状13人入っているが問題はないのか。定員はあくまで目安なのかとの問いに、理事者側から、国の方針に従い、定員数の弾力化というものを実施しています。りんご保育園は小規模保育事業所のため、定員については、児童福祉法の基準に照らし合わせると、最大14名の受入れが可能ですとの答弁がありました。

次に、委員から、町実施のがん検診でがんが見つかった人数はとの問いに、理事者側から、令和4年度実績で、大腸がん1人、乳がんが4人、子宮がんが1人でありましたとの答弁がありました。

次に、委員から、サンデー健診の効果はどうであったかとの問いに、理事者側から、令和4年度、70名の方が受診し、その多くは定期的に健診を受診する機会がない方でしたとの答弁がありました。

そのほかの質疑の後、土木関係について質疑を行いました。

委員から、町全体の道路や橋梁などのインフラ整備は当初の想定どおり進行しているのかとの問いに、理事者側から、主な事業として、まず新所平島線事業については、令和6年度よりJRのアンダーパス工事に着手するため、現在、仮設道路や仮設踏切

の整備を実施しており、令和21年度供用開始を目指し、順調に進捗しています。

次に、境川の河川改修事業等については、現在、厚八橋架け替え事業に伴って護岸工事等も実施されております。厚八橋架け替えについては、今年度末までに上部工を竣工させ、令和6年4月の供用開始を目指し、現在工事を行っています。

また、下印食雨水幹線事業については、令和4年度は設計を行い、今年度秋季から改良工事を実施する予定です。令和8年度までを事業予定とし、国道156号線までの区間を改修する計画で現在進捗していますとの答弁がありました。

次に、委員から、新所平島線地元負担金の今後の見込みはとの問いに、理事者側から、負担金については、事業費に連動して増減しますが、JRのアンダーパス工事の工事費だけでも10年間で100億円近い事業費がかかります。そのうち岐南町が負担するのは10%程度と仮定すると、単年で10億、その10%ということで、岐南町としては1億円負担していかなければならないほか、付随する工事等もあることから、1億円超えの負担金の請求があることが予想されますとの答弁がありました。

次に、委員から、気候変動に伴い、かつてないほどの豪雨が頻発する状況の中、今ある計画のやり直しや見直しが必要だと考えるが、対応の検討はとの問いに、理事者側から、岐阜県では、境川総合治水対策特定河川事業として、豪雨時に一気に河川に雨水が流入することを防ぐべく、貯留施設整備や民間への貯留の促し等を行っています。それと並行して、町では、雨水管理総合計画を令和7年度までに作成する予定であり、現状を踏まえた浸水エリアの想定を行い、どこの雨水幹線を重点的に拡幅、改修したら効果的に排水できるのかなどの精査を行い、限られた事業費の中で最大限の効果が得られるように整備を進めていく計画ですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成多数で原案のとおり認定としました。

次に、認定第2号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、現状の加入者数は、またコロナ禍における加入者増などの影響は見られるのかとの問いに、理事者側から、令和4年度末時点で、被保険者数は4,792名、国保世帯数が3,063世帯、加入率は18.24%です。被保険者数、国保世帯数は、後期高齢者医療保険への移行者の増加に伴い、年々減少しています。また、コロナの影響による国保加入者の増加の動きは見受けられませんととの答弁がありました。

次に、委員から、国保の県の一体化によるメリット・デメリットはあるのかとの問いに、理事者側から、県内では岐南町は保険料が高いことから、一体化になった場合、少し安くなるものと期待していますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定としました。

次に、認定第3号 令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定としました。

次に、認定第4号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定としました。

次に、認定第5号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、全国的に教員不足と言われているが、加配の教職員、支援員も含めて現状はどうかとの問いに、理事者側から、国で定められた教職員数は確保できていますが、加配の教職員については2人未補充となっています。また、支援員については、令和5年度から増員していますとの答弁がありました。

次に、委員から、コロナにより不登校の児童・生徒数はどうなったかとの問いに、理事者側から、コロナの影響は不明ですが、小・中学校において、不登校の人数は少しずつ増えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、不登校の児童・生徒のうち、スマイル岐南に通っていない児童・生徒はどのように過ごしているのかとの問いに、理事者側から、スマイル岐南の利用者は10名余りで、そのほかの児童・生徒は家庭で過ごしています。タブレットを利用し担任と連絡を取ったり、授業の生配信をしたりして学校とのつながりを切らないように努めていますとの答弁がありました。

次に、委員から、スクールロイヤー事業の詳細についてはとの問いに、理事者側から、56万1,000円で委託し、相談件数7件、訪問件数2件、研修を3回実施しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、フリースクール設置についてどのようにお考えかとの問いに、理事者側から、教育委員会がフリースクールを設置することは難しいが、民間のNPO法人などと連携を図っていくことが大事だと考えていますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定しました。

次に、認定第6号、令和4年度岐南町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、主要管路耐震事業の進捗状況と今後の計画についてとの問いに、理事者側から、耐震化を計画している路線の総延長が1万4,694メートルあり、今現在耐震化が完了しているのが約8,800メートルであることから、耐震化率は60.5%になります。3水源地の管径の大きい管、かつ避難所等を結ぶ管から順番に行っています。費

用がかさむことから、計画を立てて順次進めていますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定としました。

次に、認定第7号、令和4年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、耐震化を行うマンホールを選定する基準はあるのかとの問いに、理事者側から、岐南町には令和3年度末時点でマンホールが4,722基あり、そのうち約340基の耐震化が必要となります。平成9年度以前施工のマンホールは強度不足であり、その対策として、内部の鉄筋の配置を必要とするマンホールが約90基、残り約250基は液状化による飛び出しを防ぐリング状の押さえを設置する必要があります。前者は1基当たり700万円程度と高額な工事費が必要となることもあり、緊急輸送道路を最優先として、災害時復旧が困難な箇所から整備を行っていきますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり認定としました。

以上で委員長報告は終わります。

○議長（後藤友紀君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけですが、この決算特別委員会の委員は監査委員を除く全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

最初に、認定第1号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第1号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立多数であります。よって、認定第1号の令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第2号について、委員長報告は認定とするものでありま

す。

認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第2号の令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。認定第3号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第3号の令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。認定第4号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第4号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第4号の令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。認定第5号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第5号の令和4年度羽島郡

二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第6号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第6号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第6号の令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。認定第7号について、委員長報告は認定とするものであります。

認定第7号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、認定第7号の令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については認定することに決定いたしました。

〔「議長、動議」との声あり〕

○議長(後藤友紀君) 10番 岩田晴義議員。

○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、この席で動議のことにしてお話しさせていただいて、全員協議会のほうへ移らせていただきたいと思います。

岐南町議会規則の第13条、私を含めて3名の賛成者というようなことですので、動議は当然成立することとなります。ぜひご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長(後藤友紀君) ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは協議会室にお集まりください。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま10番 岩田晴義議員から小島英雄岐南町長の不信任決議案が提出されました。なお、会議規則第15条の規定により、この動議は成立しています。

決議案はお手元に配付したとおりであります。小島英雄岐南町長の不信任決議案の動議を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることについて採決をいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第9として日程の順番を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることは可決されました。



第9 決議案第2号

○議長（後藤友紀君） 追加日程第9、決議案第2号を議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（後藤友紀君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

決議案第2号 小島英雄岐南町長に対する不信任決議。

岐南町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり決議（案）を提出します。

令和5年9月22日提出。岐南町議会議長 後藤友紀様。提出者、岐南町議会議員 岩田晴義。賛成者、同じく櫻井 明、同じく松原浩二、同じく渡邊憲司。

小島英雄岐南町長に対する不信任決議（案）。

令和5年5月18日付の文春オンライン報道を受け、議会への説明要求に応じることのないまま、何を考えてのご発言か不信任決議案可決なら議会を解散するとマスコミにコメントされました。

この法の趣旨は、首長の政策等に対しての議会の首長不信任に首長が対抗しての議会解散で民意を問うものです。よって今回のごとく小島町長の職員へのハラスメントは小島町長個人の私的行為に限定された事案ですから発議されるべきではありません。

職権濫用です。よって、議会解散・議員選挙・町長選挙となれば小島町長への選挙

費用の公金返還要求と新たな課題が発生します。

辞職勧告決議案が可決された後でも、いまだに謝罪されるだけで、「文春にリークしたのは誰だ」「誰かの策略にはめられた」「嫌と言ってくれたらやらなかった」「わいせつな気持ちで触ったわけではない」「頭はねぎらいの気持ちで触ったのだ」といまだに発言されています。町民の「ねぎらいでも女性職員の頭をなざればセクハラなのに」「時代錯誤も甚だしい」「2年前に注意を受けたのに反省がない」など様々なご意見・発言のある中、小島町長はご自分の進退を第三者調査委員会に委ね、その結果によって検討するとコメントしてみえます。

第三者調査委員会は公正かつ客観的な調査を行い、事実関係を明らかにし、その調査結果は公平性が高いとされています。また、第三者調査委員会は、被害者の声を聞き取り、被害者の権利を守るための措置を提言し、これらの取組が、被害者の救済や再発防止につながることを期待されています。よって、当該第三者調査委員会から小島町長の進退に言及されることはありません。

しかしながら小島町長は提言を待つと言われる。

小島町長は単にご自身の任期延命のために第三者調査委員会を利用されているのです。本来、第三者調査委員会の提言と小島町長辞任は無関係です。小島町長はテレビ放映内でもセクハラ行為を認めてみえる。

よって、岐南町が全国から辱めを受けた以上、町の損失でもあり、行政トップの危機管理能力が欠如していたら、町に災害や問題が起こったとき、町民に不利益を被らせてしまいます。

間もなく10月から始まる令和6年度の予算編成前に民意を取るべきであり、速やかに職を辞していただきたいため、町長不信任決議案を提出いたします。

令和5年9月22日。岐南町議会。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

最初に、決議案第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

小島英雄岐南町長に対する不信任決議案についてお伺いいたします。

まず最初に、多少朗読にもなりますが、朗読しながら質問させていただきます。

令和5年5月18日付の文春オンライン報道を受け、議会への説明要求に応じることのないままと発言されましたが、いつ、誰が、どなたに説明要求されたんですか。そして、なぜ説明要求に応じていただけなかったと思ってみえるんですか。私は、説明

要求に応じていただいていると思います。

一連の流れを考えますと、5月14日に小島町長の事務所に文春オンラインがお見えになったようであります。その後、明るる日、副町長を中心に危機管理対策が設置されております。5月18日木曜日、私は実はこの5月18日木曜日3時22分の議長からのLINEで週刊文春電子版に町長に関する記事が掲載されたのを知りました。そのLINEの内容等についてはこういった内容でありました。当日5月18日、記者会見が行われたわけですが、記者会見の傍聴はご遠慮ください、マスコミからインタビューを受ける可能性がありますから。また、町長、副町長への直接の問合せも控えるようにとのことでした。こういったご指示があった以上、なかなか説明を求めるのも不可能ではないかと思いました。そして、その日の夜遅く、議長から、翌5月19日金曜日、議員への説明会開催の連絡をいただきました。一連の流れを考えると行政側も素早い対応で説明に応じていただいているように思えるのですが、ご答弁をお願いします。

2つ目、不信任決議案可決なら議会解散と町長が言われたことに関してご質問します。

この中で、文章を読んでもみますと、職権濫用という言葉が述べてみえます。地方自治法178条で、町長が、辞職勧告決議案が可決された場合は議会を解散されるということは認められているわけです。また、議員、我々も不信任案に対して、この議会で討論して可決を求めることができるわけです。こういった法的なことを考えると、職権濫用という言葉というのはちょっと乱暴な言い方ではないかということをおもうのですが、いかがでしょうか。

また、議会解散、議員選挙、町長選挙となれば、町長への選挙費用の公金返還要求と、これは多分公金返還要求という意味だと思いますが、公金返還要求という新たな課題が発生しますとのご発言でしたが、法律を根拠にしたものかどうか、あるいは過去の事例があるかどうかお示してください。

それから、4つ目、小島町長はご自身の進退を第三者調査委員会に委ねということですが、実は第三者調査委員会というのは、先ほど述べましたように、5月17日に本部長を中心に、第三者委員会にこの件は委ねるという、もう早々な結論が出ておりました。そして、先般の定例会で議決をされたことであります。先ほども岩田議員からありましたが、関連調査費用740万円を1人の議員のみで議決をしました。やはり議決をした以上は、第三者調査委員会の調査を認めたということになります。したがって、町長が何度も述べてみえますように、第三者調査委員会の結果で判断するべきとおっしゃっている以上は、第三者委員会の結果を待つべきだと思います。でないと、行政に、町民不在になりかねないと私は思います。いつまででもこのことで……。

○議長（後藤友紀君） 村山議員に申し上げます。質疑をお願いします。

○2番（村山博司君） いや、質疑のつもりなのですが、じゃあ、言い方を変えます。

じゃあ、5つ目、第三者調査委員会の調査は必要ですか、不必要ですか。ご答弁願います。そして、被害者の権利を守るための措置ということも併せてお聞きしたいと思います。

以上、質疑を終わります。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、今の質疑に対しての、答えられる範囲の中で、突然の質疑でございまして、長くてございますけれども、順番がどういうふうか分かりませんが、かなり私と村山議員との考え方が違い過ぎる、これを詳しくやはりお話をして、こんなところで行ったり来たりということはいけませんので、簡単に言いますと、見解の相違でございます。終わります。

〔「討論をやってください」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） ご答弁ありがとうございました。

実は、考え方の相違、確かにそうかもしれませんけれども、私は具体的にどうなのかということ、先ほどいただいたこれを見て、判断してすぐ質疑をしました。それで、不信任決議案を出した方が見解の相違ですというその一言で答弁を終わらせるというのは、ほかの議員さんたちも判断材料に乏しいんじゃないですか。不信任決議案に賛成できますか。もう一度、再答弁をお願いします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 村山議員、質疑をお願いします。

○2番（村山博司君） もう一度同じことを繰り返していいんですか、じゃあ。

○10番（岩田晴義君） 議長、あのね、この質疑に対してのことは、全協でも大まかでお話ししましたが、これは行ったり来たりという中で、時間も食いますから。

〔「注意しなあかんやないか」との声あり〕

○10番（岩田晴義君） 一々……。

○議長（後藤友紀君） 発言を中止してください。

○10番（岩田晴義君） はい。簡単に1項目ごと質問してください。

○議長（後藤友紀君） 静かにしてください。

○2番（村山博司君） もう一度、じゃあ、先ほどと同じことになりますが、改めて言います。

私は、先ほどいただいてすぐ質疑に、疑問に思うことがありましたから質疑をしているわけですから、当然提出者は私の質疑に対して答える義務があると思います。

もう一度、じゃあ、言います。

簡単に、じゃあ、言います。令和5年5月18日付の文春オンライン報道を受け、議会への説明要求に応じることのないままとおっしゃいましたが、私は議会に対する説明要求に応じていただいていると思います。素早い対応をしていただいていると思います。18日の町長の7時からの、要は記者会見後、翌19日に行われている全員協議会があったわけですから、素早い対応があったのではないかと思いますので、なぜこういうふうに考えてみえるのかお聞かせください。

そして、2つ目、不信任決議案可決なら議会解散と町長が言われることは、私は全然間違っていることではないと思います。地方自治法178条でも認められている行為でありますので、なぜ職権濫用なのかと言ってみえるかお聞きします。そして、公金返金要求が発生すると言われましたが、なぜ公金返金要求が発生なのかも併せてお聞きします。その公金返金要求のことですが、どんな法律を根拠にしてみえるのか、過去の事例があるならお示してください。

最後に、関連費用740万円を議決して第三者調査委員会を認めているわけですから、第三者調査委員会の結果で町長は進退を判断すると言われている以上、我々議員も見守っていく必要があると思います。まず我々がやらなきゃいけないのは、行政を停滞させないことであります。第三者調査委員会の調査は必要ですか、不必要ですか。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、今の質問に対してお答えさせていただきますけれども、考え方が根本的に違うということを言いましたね、見解の相違で。間違いなく、これを明確に私の考え方をやりますと、かなり長い話になります。だけど、そこら辺は議会でございますので、簡単に言います。

議会の説明要求、応じることのないままということに対しては、私は要求に応じることがなかったと、あれではただの言い訳だけであるというふうに私は考えております。

そして、職権濫用であるというのは、これはどういうことかと申しますと、ハラスメントで例えば議会解散をするということになったら、それはおかしいでしょうと、先ほど全協の場でも言いましたね。これを長く言いますと、東京都のあきる野市の問題、市長、不信任になりました、2021年11月。これは何かというと、特養の建設反対の方、21名の中の19名が反対された、メリットがないというようなことで、1人が賛成されて1人が退場されました。そういう中で不信任がありました。

もう一つ、静岡県松崎町、2019年、静岡県の先っぽのちょっと行ったところ、これ

は同じことを言っていますよ。これにつきましては、どういうことが起きたかと申しますと、今まで議員として当選されたその町長さんがすごくいろいろな案を出されも議会側のほうから補正予算でそれを阻止するようなことをしたと。これは8,000人の人口でございまして、議員の議員定数が8人でございまして、6人の方が要するに不信任案を提出されました。

これにつきましては、私がやはりいろいろここの議会のところに聞きましたら、これは町長のパワハラ、職員に対するパワハラという文言が不信任案の中へ出ておりますけど、実際は政策的な相違によってこのことが出た。それで、町議会は解散した。解散したけれども、町長としては自分の政策というのはいすごいいものを持っておみえになります。例えば道の駅に物産のそういうコーナーを設けたいとか、そういういろいろなビジョンを語っておみえになって、賛成する町民の皆さん、町長のビジョンに私は賛成するというようなことで、新人4人の方が出られて、逆転して不信任は不成立になったということを私は全協の場で、ちょっと早く言い過ぎましたが、そういうような中で、全体的なこの日本の不信任案につきまして、セクハラ疑惑でこのような大事になって、例えば議会解散するとか町長選をやるのかというような、そういうことがもし起きた場合、どれだけの多額な費用がかかるかを見たときに、当然これは職権濫用でしょうと。普通なら使えんですよ、人のお金ですから。私、納税者としてやっぱりそんなことに使ってもらいたくない、幾ら民意といいながら、という思いでございまして。

私はかねてから申し上げておりますが、第三者委員会は町長の白黒をつけるものではないということを私は言っています。あくまでも第三者委員会とは、職員の方々が健全に働けるような、ハラスメント等、いろいろなそういうもろもろを解消する一つのマニュアルづくり、今後の働きやすい環境づくりのための第三者委員会であるというふうに私は認識しておりますので、だから、私は一言言って、見解の相違だといって、これは答弁じゃないどうのこうのと言うんやったら、もし議場で終わって、まだずうっと1時間でも私、2番議員の村山さんとお話しますから、よろしければよろしくお願ひ申し上げたいと思います。終わります。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。3番議員の松本です。

議長のお許しをいただきましたので、上程されました不信任決議案について質疑のほうをさせていただきたいと思ひます。

今回の決議案の提出者である岩田議員にお尋ねします。村山議員と質疑について重複する部分がありましたので、それ以外のところでの、一つ質疑のほうをさせていただ

だきたいと思います。

議員時代からセクハラ、パワハラ、モラハラの問題がある、わいせつ罪、道義的に問題、町民に不利益をかぶらせてはいかん、家族の名誉を守るため辞めないそうだ、恥ずかしいなど、町長として不適格ということで、今回の不信任決議案で辞職するように当初は申されていたかと思います。しかし、先週の一般質問での議場や最近のご自身がされているユーチューブでの発言は、第三者委員会の結論は白黒の結論は出ない、出直し選挙をやれば現職が強い、周りは準備できない、見直せばよい政治家になるだろうとおっしゃられています。当初あれほど訴えられていた被害者の方の無念はどうなったのでしょうか。辞職してもう出てくるなど考えておられるのか、そうでないのか、一貫性がなく全く分かりません。

不信任案が可決された場合、町長が辞職された場合に、現職が強い、誰も準備できないという話であるならば、再選されますよね。それで選挙をやる意味があるのですか。何も体制は変わらず、それこそあなたがおっしゃられる税金の無駄遣いでしょう。

○議長（後藤友紀君） 松本議員に申し上げます。質疑をお願いいたします。

○3番（松本暁大君） 私がお尋ねしたいのは、今回、不信任案の提出者ということでありますが、この直近においてこのようなご発言がありましたので、町長としてふさわしくない、駄目ということなのか、住民の皆さんがいいというなら続ければいいよということなのか、どちらなのかいま一度お話しください。

もう一つ、先日の一般質問中のございですが、かばん持ちなど侮辱した発言をし、私や村山議員をにらみつける行為について、他の議員から議長に……。

○議長（後藤友紀君） 松本議員に申し上げます。この決議案についての質疑をお願いいたします。

○3番（松本暁大君） いえ、これはパワハラの件ですから……いや、ご自身もパワハラをされているということで、その方が町長についてパワハラのことで辞職を問うということについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、討論を考えるに重要な質疑であると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきまして、なので答弁させていただきますが、今の松本議員こそ見解の相違でございまして、今の私のユーチューブのことまで言われる。この文章に対しての質問でございまして、一般質問がどうで、どうやこうやとってというようなことも言われましたけど、これははっきり言って私を陥れることにしか見えません。私は何回でも言うておりますけど、本来ならここまで騒

がせたあの時点で、共同記者会見をやらずに、町民の民意を取ってやればこんなことにならなかった。あのテレビ放映に対して町民の皆さんがどれだけ思ったかということ。だから、責任を取って民意を取れば、町長は現職だから、こんな事態にならなかった。おのおののところで、はっきり言ったら言い訳にしか聞こえない、いろいろなところでね。だから、言い訳をしておみえになるんです。だから、そういうことに対してよくないよと。

だから、町長が、あんたは応援しておるのか応援していないかと何かいろいろユーチューブのことは見て言っておみえになりますけど、これはあの文章の中の一部だけを捉えずに、もっと大きいいろいろな深い意味もあってのことでございますので、もしお聞きしたいということであれば、1対1でお話ししましょう。以上で終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

小島英雄岐南町長の不信任決議の動議について、小島英雄町長から弁明の申出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○10番（岩田晴義君） 許可しません。採決してください。

もういろいろ今まで聞いておりますから、同じことの繰り返しでありますので。

○議長（後藤友紀君） 弁明についてお諮りします。小島町長の弁明を許可する方の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長の弁明を許可しないということに決しました。

これより討論を許します。初めに、反対討論はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、このたび提出された小島英雄町長に対する不信任決議案に対し、反対の立場で討論を行います。

提案者である岩田議員より不信任決議案の趣旨を拝聴させていただきました。

ハラメントについては、第三者がその行為について判断するためには、事実関係を確認できない限り、一方の主張だけでは判断できないものだと考えています。現時点では、当事者から告訴された、また法に触れる行為であったかまでは定かとなっているわけではありませんが、事実として認識できることは、頭をなでる行為、手の甲やネイルに触れる行為、下着が透けていると指摘をした行為であります。これについ

て、町長の主張では、長時間勤務している職員に対して激励とねぎらいの意味合い、公務員としての服務規程の遵守のためというお話であります。

8月に入りまして、辞職勧告決議案の共同議会報告として町民に配布されたチラシには、胸元をのぞき込むというセクハラ行為を認めたと書かれていますが、町長は認めておられません。町民に対して本人が認めていないことまで事実のように広める文章は、許されるものではないと思います。

第三者委員会の設置、辞職勧告決議から3か月が経過しました。この間、第三者委員会の調査が開始され、ヒアリングなどが進められております。それ以外には、新たな事実、被害者からの告訴、告発などは出ておらず、辞職勧告決議案が提出された当時と状況は変わっていません。辞職勧告決議案の討論の際にもお話ししましたが、民意を受けながらも、議員という立場であるからこそ、事実に基づいた正しい情報を得て、冷静に、かつ公正な判断をしなければならないと考えています。

第三者委員会の予算承認については、岐南町ハラスメント事案に関する第三者委員会設置要綱第2条第1項において、本件事案の原因を含む事実関係の究明という文言、全協資料の目的や活動内容にも同様の文言があります。この当時から、小島町長は、第三者委員会の結論を待ってとおっしゃられておりましたから、この第三者委員会の予算承認をするということ、賛成するということは、結論を待つということであると私は解釈しております。

第三者委員会は町長の進退を決めるものではないとお話についてはそのとおりではありますが、事案の事実関係の究明は町長の個人のものだと引っかかるということであるならば、この部分を修正、削除した上で予算承認をされなかったのはなぜでしょうか。事案の究明も含めての予算承認をしたのは議会です。採決の反対者は櫻井議員のみです。あとは議長以外全員の議員の方が承認をされています。櫻井議員だけが第三者委員会の予算反対、辞職勧告、不信任と一貫性がありますが、その他の賛成議員の方は、結論が出ていないにもかかわらず、辞職勧告もそうですが不信任決議というのは、私は矛盾していると思います。

同様のハラスメント問題が起きた近隣市町の議員の方から、うちは決議の前に先に第三者委員会の予算を通してしまったから、おのおのの決議を出すのは結論が出た後になる。そういう意味で、先に決議をやるべきだった。でも、岐南町さんはそういう形ではない。どういうことなのでしょうかとこのふうにおっしゃられました。

辞職勧告決議案については、私と村山議員が反対しました。反対者ではありましたが、議会としては賛成多数で可決しており、重大な議会としての意思表示であります。この重大な意思表示ではありますが、これを受けても、小島町長は第三者委員会の結

論を待つということでありました。あくまでもご自身が決めることであり、法的拘束力もありません。

私がお話したいことはここからになるんですが、賛成された議員は、民意や自己の考えを持って辞職勧告決議の提出、すなわち町長が責任を取って辞職することが町民にとって最良であるとの意思表示をされたわけです。ご本人は結論を待つのお話であり、民意は失格、直ちに辞めよという構図です。単にカーブミラーをつけてほしい、草を刈ってほしいといったレベルの話ではありません。これほど重大な事案であるからこそ辞職勧告決議となっているわけで、絶対に辞めてもらわなければいけないという民意を受けての辞職勧告だったと思います。であれば、この議決後に町長へ説得しに行かれた賛成議員の方はどれだけおられますか。話を聞かないから、堂々巡りになるから意味がないといってそのまま、もしくは1回だけなど、本日の不信任案提出までの間、ご本人に辞職を促す働きかけを懸命にしてくださいましたか。私が賛成議員ならとことんやります。

私は町長に近いなどによく言われることがありますが、町民の要望、意見ですから、執行権者に対して理解と納得をしていただき、実現しなければいけませんから、当たり前なことだと思っています。今回のような一件ならばなおさらです。それが住民の代表者と言われる議員の仕事ではないのでしょうか。私は民間上がり人間ではございますが、門前払いや取り合ってもらえなくても、意見を通すために話を聞いてくれるまで、納得させるまでしつこく働きかけるのは当然のこと、これが仕事であると思っています。周りで幾ら騒いでも、決めるのは町長ご本人ということです。

小島町長は、あの議決後においても、賛成議員とは取り合わないといったことは一切なされていません。勝手に議員が線を引いているのではないのでしょうか。先日も岩田議員とお話をされておられます。そういった働きかけ、努力といったものなしに、議員自らの思惑だけで辞職だの不信任だのを出されるのは、私は議員としていかななものかと思います。

また、議会終了後からは、来年度の予算編成が始まるとても大事な時期に入っていくことはご存じのはずです。勧告決議後に考える時間を与えるということであれば、1か月後に臨時議会の開催、9月議会初日にでも不信任案の提出はできたと思います。なぜ最終日なのでしょう。いずれにせよ、現時点で事実と認識して判断できる情報とは、辞職勧告決議のときと変わりなく、第三者委員会設置の予算承認を賛成した立場であります。

また、小島町長は、このたびの一件関係なしに、就任当初から、町内の巡回をはじめ地域行事への参加や視察、町民に寄り添った施策など、町民第一に取り組んでおら

れ、公務に支障を来したことはないと思っています。町民の方からは、激励の言葉が多々あったことを目の当たりにしております。

このたびの不信任決議案については、今回の提出までの経緯も含め、理解や納得できる部分がありませんので、私は反対とさせていただきます。

また、ハラスメント疑惑という事の重大さを議員が知り得ていながら、議会やその他議員に相談、行政に問い合わせるなど、事実の確認や対処をせず黙認し、結果的に岐南町住民をも巻き込んだ問題にまで発展させた議員としての資質に大きな疑問を感じずにはられません。全く知り得なかったとしても、危機管理能力が欠如していたかと思います。これは私自身も大変責任を感じておるところではあります。

最後に、この記事が出た際に、私が事実確認や状況把握も含めて急ぎ役場に向かったことについて、議員の資質がないとのご指摘がありましたが、このような重大な事案をのんきに構えていられるほど、私は人間ができていませんし、正直未熟者です。ですが、私は私自身の行動は間違っていないと確信しております。以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 私は、不信任決議案に対して賛成の立場でお話しします。

小島町長は、メディアでもハラスメント行為を認めていることから、岐南町が全国から辱めを受けたことは町の損失であり、6月定例会の町長の発言でも、町長は指導する立場であるため、職員に対して触ってもいい。一方、男性職員の場合は懲罰対象になるという意味不明の発言などをされており、いまだハラスメントに対する認識を改めていないだけでなく、ハラスメント条例の規定があるから職員に懲罰を与え、町長自身にはハラスメント条例がないため許されると勘違いしているようにも感じる発言は、一般常識や倫理観を逸脱している。議員自身に高い倫理観が必要なように、町長にも高い倫理観が必要なのは、もちろんここにいる皆さんなら分かっていると思います。クリーンな岐南町にするためにも、この不信任決議案に賛成していただけることを切にお願いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、不信任案に対する反対討論をさせていただきます。

私は、辞職勧告決議案に反対した立場で討論します。

討論の前に、実はある議員から事実に基づかない中傷じみた発言がありました。一議員の賛成・反対に対して、誹謗中傷や妨害行為は民主主義の原則に反する行為であ

ります。議員の一票は誰もが平等の一票であります。反対の考えの議員に対して攻撃する行為は許されるべきでしょうか。

一般論を述べるならば、議員活動の在り方として、当然町民本位で活動しなければなりません。したがって、私は小島町政に対しても是々非々で行動してまいりました。

ところで、昨年、私と松本議員、長谷川議員がユーチューブで誹謗中傷され、今後の対策について、当時の松原議長を中心に話し合いが行われました。それぞれの立場はあるものの、某議員は、弁護士に相談し、加害者を断罪します。また、ある議員は、取りあえず注意をして様子を見て、今後再び発生したら議員辞職勧告をしてはどうか、また警察に相談してはどうかなど、多数の意見がありました。そして、現在に至っております。

ある議員のユーチューブの内容を紹介します。

2023年6月22日。平島の松本議員、中印食の村山議員は、辞職勧告決議案に反対しました。令和6年度予算編成に大きく影響します。残念であります。2人の1年生議員と2期議員に対し、怒りのメールが殺到しております。百条調査権も考慮いたします。先日出ました職員の皆様へ、ある人によればこれは怪文書と言われているようですが、議員がこの文書を出した。調査して法的に結末つけます。議員辞職勧告決議案やむなし。人間として許せないくず議員だ。これは某議員、某職員の文作であり……。

○議長（後藤友紀君） 村山議員に申し上げます。不信任議案についての討論をお願いいたします。

○2番（村山博司君） 討論のつもりで私は言っております。これも見解の相違ではありませんか。

〔「違います。一個人を攻撃しておる討論であります」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 発言をしないでください。静粛にお願いします。

○2番（村山博司君） 私は攻撃してはありませんけど。

〔「いや、攻撃した討論であります」との声あり〕

○2番（村山博司君） 今は1人かもしれませんが、後ほどいろいろ出てまいりますけど、いかがでしょうか。

某議員、某職員の文作であり、1階から3階までこれは無造作に職員の机に置かれていました。百条調査にて、第三者委員会の調査妨害のための刑事罰になります。様々な内容がありましたが、この程度にしておきます。

それでは、ちょっと話題を変えましょう。

去る9月17日、岐南町内の清掃の日がありました。私もお世話になっている中印食

西自治会で朝7時30分から清掃活動を行いました。暑い中、自治会員の皆様が草取り、ごみ拾い、排水路等の清掃等、汗を流しながら活動されました。当然のことながら、町政に関するご意見、ご質問を私は賜りましたので、一部ご紹介させていただきます。これは町民の生の声であります。

八剣北公園の樹木が歩道を覆いかぶさっているから何とかしてほしい。あなたが自治会長のとき初めて開催してくれた自治会での敬老祝賀会開催はもう無理なの、せっかく道筋をつくってくれたのに残念だなあ。ガソリン代、今は少し下がってきたけれど、何とかならないの。町民の生活、暮らしのことを考えてよ。いつまでセクハラ疑惑のことばかりやっているの。第三者委員会の結果で進退を明らかにすると町長が言ってみえるのに、それでは駄目なんですか。ある議員のユーチューブあげつないね、野放しにしているの、政治家は仕方がないの、気の毒だね。文春にリークしたのは一体誰なんだろうね、想像つくけどね。町長選挙に出る人が岐南町をマスコミに売った人なんだろうかね、情けないよね。正々堂々政策で戦ってほしいねなどなど、様々なご意見がありました。

先日の役場内の職員間に出回った文書について討論いたします。

ある議員が言うには、7月10日に怪文書が出回ったそうです。この事案を議論する前に整理、確認しなければならないことがあると思っています。

7月14日金曜日、私は広報委員会の最中に、議長から役場庁舎内で配布された文書の対応の説明を求める旨のLINEがありました。私は何のことか分かりませんでした。ある職員に尋ねたら、岩田議員のユーチューブを見れば分かりますよと返答がありました。しかし、私はあえてユーチューブを見ることはしませんでした。すなわち、私と松本議員だけに文書内容を示していただけませんでした。

○議長（後藤友紀君） 村山議員に申し上げます。発言が議事進行に関係ないと認めますので、注意します。

〔「個人攻撃はやめてください」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 静かにしてください。

〔「俺を止めるんやなしに、止めよ、こっちを」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 注意をしています。

続けてください。

○2番（村山博司君） 私は、辞職勧告決議案に反対した立場で話をしております。

ある議員は、辞職勧告決議案に反対したから仕方がないだろうという話もありましたが、議長を中心に、ここが重要ですので皆さんよくお聞きください。私は民主主義としてこれはおかしいんじゃないかと思うことを皆様にご訴えしたいと思います。

その後分かったことなのですが、議長を中心とした辞職勧告決議案に賛成した人のみのグループLINEが存在しており、私と松本議員以外は、いろんな情報が流れてきませんでした。明らかに公平中立ではないと思います。

〔「議長、しっかりしろ。駄目や、個人攻撃したら」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 岩田議員、静かにしてください。

〔「止まらないから言っておるの。止めなさいよ」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 村山議員に申し上げます。先ほど注意しましたが、なお議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

〔「言うほうも違うんでないの」との声あり〕

〔「だから私を、出ていけと言うんだったら出ていきますよ」との声あり〕

〔「何かおかしいぞ、あっちに言わんと、何で村山議員が」との声あり〕

〔「個人攻撃はしてはいけません、討論に。それも関係ないような」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 岩田議員に申し上げます。

〔「トイレ行きたいんですけど、暫時休憩、お願いします」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長の注意を受けずに質問を続けたことは、皆様にご迷惑をかけた点、誠に申し訳ございませんでした。私の不徳の致すところであります。今後は、議場のルールに従って発言をさせていただきたいと思っております。どうも失礼いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、私、不信任決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど村山議員の質疑の中でありました行政を停滞させたくないというお話、これは共通認識に沿った、ちょうどそういったお話を討論としてさせていただきたい

と思います。

なぜ今かというところですね。実は、第三者調査委員会の事実認定を待つ進退を判断すると小島町長が述べられたように、そこまでは待つ考えで私もおりました。しかしながら、第三者委員会の立ち上げを見計らったかのようなタイミングで、6月上旬、事件が起きました。第三者委員会の事実認定、報告及び意見書、公表が12月から来年2月というような予定で、予想の中で、私、とてもそれまで待てないと。これは行政が長期にわたり正常に機能しなくなるおそれが高いというため、しかるべきタイミングで提出された岩田議員の不信任決議案に、ちょうどいい、このタイミングというところで賛成の討論といたしました。

文春の掲載に始まり、6月に入った途端、中日新聞の取材や掲載見出しには、女性職員、職場は守ってくれず、また対応策形骸化かと。内容は、防止委員会を設置するも、その結果を受けた処分は町長が行うと、こういった記事のとおり、その現実と思える理不尽な事件が起きました。

6月6日、町長から職員へのメール配信により圧力がかったことについて、問題の内容は、新聞等で報道されている事案により、職員の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたと、殊に深くおわび申し上げますという文面でごございました。また、流言飛語、根拠のないのに言い触らされる無責任なうわさというような意味でしょうか、こういったものに惑わされることなく職務に専念等々、ありました。こういった解説といいましょうか、新聞報道により迷惑をかけたを前置きした言い訳でおわびをされ、流言飛語といって、自身が不利にならぬよう、外部へ発言、発信をさせないよう蓋をするメッセージと、全員、職員に町長名で送るという行為に、職員は強い圧力を受けたのではないかと私は感じました。

そして、7月10日発覚の庁舎内文書ばらまき事件、これが極めつけで、第三者委員会の調査妨害に値する行為に対して危機管理対策本部が動かなかったこと、検討するまでもなく、即日職員全員を招集し、調査妨害であることを周知させるべきであると。これが、すなわち何もしなかったことのこの重大性、そして小島町長と幹部職員、危機管理対策本部ら、いわゆる加害者と被害者の関係にありながら、双方が一緒に検討した上で出した結論であること。そして、その結論を加害者の町長が代表で発言、答弁をしたことが大きな問題と考えます。いわゆる加害者と被害者が議論すること自体、町長への忖度であることは、私、一般質問で再三申し上げたはずですが、まさにばらまき文書、こうした対応こそが形骸化の極めであり、自覚していない証拠と言えると思います。

このまま放置した場合、第三者委員会の妨げになり、被害者の救済や再発防止につ

なげることがより困難になること、町民が選んだ常識あるべき首長のはずが、強大な権力により幹部職員と向き合えない状況になり、異を唱えることができない関係が4か月続き、なおも続くようでは、働いている職員を守るのはもちろんのこと、モチベーションが下がり、生産性が低下していくこと、リーダーがパワハラによってどれだけ組織にダメージを与えるか、こういった認識がないことを判断しました結果、不信任決議案に賛成ということにいたしました。以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員 長谷川です。

不信任決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

松本議員や村山議員の反対される権利はもちろんあるかなと私も当然思っていますが、やはりちょっとその質疑や答弁の中で、これをちょっと、なかなか上手にお話されていたので、あたかも正しいかのようにやはり町民の方が思ってしまうと大変だと思いましたので、それに触れながら賛成の立場で討論させていただきたいと思いません。

まず、この決議案の本文にも書いてありますが、議会解散は職権濫用じゃないかと、確かに少々言葉の使い方は乱暴かなと個人的にもちょっと思いますが、皆さん、冷静に考えていただきたいんですが、仮に今日、この不信任案、決議案が可決されるとします。そうすると、今日、傍聴の方が、町民の方がいらっしゃいますが、どうなるかといいますと、町長は10日以内に議会を解散するかどうかを決めます。もしもそれで解散をしなかったら失職となりまして、町長選挙が行われます。立候補されるかされないかは別としまして、そこでもしも10日以内に解散、もう議会解散すると、マスコミにおっしゃっていますのでそうなるかなとも思うんですが、そうなった場合は、議員選挙が行われます、皆様の税金で。またそこで10名の議員が、立候補者が何人出るか分かりませんが、議員で選挙をやりまして、その後の最初の議会で不信任案がもしも出ましたら、通常こういう場合は出ますので、そこで過半数を取れば首長は失職という形になります。

その中で、村山議員は、ちょっとこの解散も私は正しいとおっしゃっていました。松本議員も、先ほど同僚の岩田議員からパワハラを受けているという発言もありました。同じ立場の、期数は違いますが、松本議員も岩田議員にかみついたりするので、同じ立場の人間からこういうことを言われても、それはパワハラではないので、違うかなと。

あと、村山議員が先ほど討論の最後にグループLINEを辞職勧告に賛成した人で

つくっていきまうと言われていましたが、これは前の辞職勧告のときも僕お話ししたかもしれませんが、もうそんなことは当たり前なんです。辞職勧告を7名が小島町長に対して辞職してくださいと意思を示して、じゃあ、この後どうするかですね。あれは6月でしたので、9月議会どうするのか、町長辞職されるのかなあ、10月予算始まるぞ、その間9月は補正予算出てくるか、12月どうなる、議員は考えることはいっぱいあります。その7名は一応岐南町議会の中の同志です。この岐南町のことを本当に考えて、職員の立場を守りたい、岐南町政をよくしたいと思って固まった7名の同志なので、それは政策のグループLINEが、つくるのは当たり前なので、そんなことをぐじゅぐじゅ言うのは、ちょっと倫理的にどうかなと本当に思います。

先ほどの松本議員のパワハラのこともそうですし、職権濫用、私は正しいと思っているというのもそうなんです、この小島町長の問題は……討論に対してお話をしているだけなので、倫理的にどうなのかと……。

○議長（後藤友紀君） 長谷川議員に申し上げます。この不信任案決議に対して……。

○1番（長谷川 淳君） 分かりました。

これは、この岩田議員が出しました不信任案に対しまして、いろんな反対した議員、反対討論というのは、全て倫理的にどうなのかというところが、個人的に正しいと言っているんですが、我々も、もう小島町長がそうやって、首長という立場で立場が弱い職員に対してそういう行為をしたことが、これはもうセクハラだと。ご自身も認めている。我々議会としてもそれは許さない、ノーというのを倫理的に判断しているだけなので、もう本当にこの倫理観が、首長が倫理観がなかったらどうなるかと、もう町行政はむちゃくちゃになります。

この決議文にもありますが、危機管理能力ですね、本来なら、普通の方なら、多くの方はどう見られるとか、本人がどう思うとかということでそういうことはしないんです。なおさら首長の立場にある人なら、一層そういうことを気をつけなければならない立場の方が今回そういうことを起こしてしまった。これは辞職勧告決議案のときも言いましたが、これは書いてありますが、本当に、じゃあ災害が起こったらどうなるのか。我々が考えるのは、じゃあ女性職員とか女性の町民だけこのテントに集めて、このテントは俺が管理するよと言うかなと想像をしますよ。そんなことが起こらないためにも、やはりこの不信任案は賛成させなければいけないと思います。

私も岐南町に本当に引っ越してきて日が浅くて、何でこれ、不信任、正しいことをして議会解散されて、選挙にならなきゃいけないんだという思いもあります。正直選挙は怖い思いもあります。しかし、やはり町民の声を私もたくさん聞いてきましたが、まだ辞職されないのかという声が圧倒的多数というところで、岩田議員が今回出され

た不信任案に賛成をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番 木下でございます。

議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

このたびの町長の役場内での不祥事に対しての町長の出処進退の判断は、6月議会での辞職勧告決議案で発言をさせていただきました。そのことを踏まえ、町長としての出处進退は町長ご自身がお決めいただくことと私は思っております。町長も第三者調査委員会の報告を待って判断するとしっかりおっしゃっております。

今回の不祥事で、町民の皆様には対外的に恥ずかしい思いをさせてしまい、その上に、なお今以上のリスクを負わせることは避けるべきと思います。よって、このたびの不信任案は同意いたしません。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより小島英雄岐南町長の不信任決議の動議についてを起立により採決します。

なお、この案件は、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とする特別多数議決となります。この特別多数議決の場合、議長にも表決権があることを申し添えます。

ただいまの出席議員は全員であり、その4分の3は8人であります。

決議案第2号 小島英雄岐南町長に対する不信任決議を本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立者7名で4分の3以下であります。よって、決議案第2号 小島英雄岐南町長に対する不信任決議については否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時14分 再開

○副議長（渡邊憲司君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま後藤友紀議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（渡邊憲司君） ご異議なしと認め、よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



第10 議長辞職の件

- 副議長（渡邊憲司君） 日程第10、議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、後藤友紀議員の退場を求めます。

（除 斥）

- 副議長（渡邊憲司君） 事務局長に辞職願を朗読してもらいます。
堀場康伸議会事務局長。

- 議会事務局長（堀場康伸君）
令和5年9月22日
岐南町議会副議長 渡邊憲司殿

岐南町議会議長 後藤友紀

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

- 副議長（渡邊憲司君） お諮りします。後藤友紀議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（渡邊憲司君） ご異議なしと認めます。よって、後藤友紀議員の議長の辞職を許可することに決定しました。
後藤友紀議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

- 副議長（渡邊憲司君） ただいま議長が欠けました。
お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、日程第11として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 副議長（渡邊憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程第11として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。
これより選挙の準備をします。



第11 選第3号

- 副議長（渡邊憲司君） 日程第11、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

- 副議長（渡邊憲司君） ただいまの出席議員は10人です。
次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に長谷川
淳議員、村山博司議員、松本暁大議員を指名します。
投票用紙を配付します。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投 票 用 紙 配 付）

- 副議長（渡邊憲司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

- 副議長（渡邊憲司君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投 票 箱 点 検）

- 副議長（渡邊憲司君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順
番に投票お願いいたします。

（事務局長 呼び上げ）

（投 票）

- 副議長（渡邊憲司君） 投票漏れはありませんか。

（な し）

- 副議長（渡邊憲司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

長谷川 淳議員、村山博司議員、松本暁大議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

- 副議長（渡邊憲司君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票10票、無効投票はございません。

有効投票中、櫻井 明議員10票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、櫻井 明議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長(渡邊憲司君) ただいま議長に当選されました櫻井 明議員から当選の承諾及び挨拶があります。登壇をお願いします。

○議長(櫻井 明君) 白熱した議場から一転、収まりまして、本日、議長に皆様方から満票でもってご選出いただきました。本当にありがとうございます。謹んでお受けいたします。

現在の議会には大変難題が多く、先の見えない状態です。今こそ全議員力を合わせ、心をつにし、まさに戮力協心で立ち向かい、町民の負託にお応えしたいと思えます。

浅学非才な私でございます。どうぞよろしくご協力いただきまして、町民の負託に十分応え得る議会として立ち直っていきたい。よろしくお力を貸していただきたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(渡邊憲司君) それでは、議長は議長席にお着きをお願いいたします。

(議 長 交 代)

○議長(櫻井 明君) ここで暫時休憩いたします。

午後 0時28分 休憩

午後 0時28分 再開

○議長(櫻井 明君) 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま渡邊憲司議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



第12 副議長辞職の件

○議長(櫻井 明君) 日程第12、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊憲司議員の退場を求めます。

(除 斥)

○議長(櫻井 明君) 事務局長に辞職願を朗読してもらいます。

堀場事務局長、よろしくどうぞ。

○議会事務局長（堀場康伸君）

令和5年9月22日

岐南町議会議長 櫻井 明殿

岐南町議会副議長 渡邊憲司

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（櫻井 明君） お諮りします。渡邊憲司議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、渡邊憲司議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

渡邊憲司議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

○議長（櫻井 明君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、日程第13として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第13として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これより選挙の準備をします。



第13 選第4号

○議長（櫻井 明君） 日程第13、副議長の選挙を行います。

副議長選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔「ちょっと待ってください」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 議場閉鎖、お願いします。

（議 場 閉 鎖）

○議長（櫻井 明君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に三宅

祐司議員、後藤友紀議員、松原浩二議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

○議長(櫻井 明君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なし)

○議長(櫻井 明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(櫻井 明君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に従い投票願います。

(事務局長 呼び上げ)

(投票)

○議長(櫻井 明君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(櫻井 明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

三宅祐司議員、後藤友紀議員、松原浩二議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(櫻井 明君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先ほどの出席議員と符合しております。

そのうち有効投票10票、無効投票はございません。

有効投票中、三宅祐司議員10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、三宅祐司議員が副議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(櫻井 明君) ただいま副議長に当選されました三宅祐司議員が議場におられます。本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいまから副議長に当選されました三宅祐司議員から当選の承諾及び挨拶がござ

います。

三宅祐司議員、登壇をお願いいたします。

○副議長（三宅祐司君） このたび、不肖ながら、議員各位のご推挙により、副議長の要職に就任となりましたことを誠に光栄に思いますと同時に、重く受け止め、身の引き締まる思いでございます。これから櫻井議員の補佐役としまして、町政の推進、そして議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、議員各位はもちろんのこと、理事者の皆様、町民の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、就任のご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩といたします。

午後 0時40分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（櫻井 明君） 全員おそろいですので、休憩を解き、再開いたします。



第14 常任委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） では、日程第14、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、総務住民常任委員会は、委員に渡邊議員、岩田議員、櫻井議員、松原議員、松本議員を、福祉土木常任委員会に長谷川議員、後藤議員、木下議員、三宅議員、村山議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、各委員会は次の休憩中に開催し、その結果を議長までご報告願います。

では、ここでご報告をお願いいたします。それぞれの委員長。

（互選結果報告）

○議長（櫻井 明君） ご報告、ここで各委員会の正・副委員長の互選の結果について報告がございましたので、ご報告いたします。

総務住民常任委員会委員長には渡邊憲司議員、副委員長に岩田晴義議員。
福祉土木常任委員会委員長に長谷川 淳議員、副委員長に後藤友紀議員。
以上であります。



第15 議会運営委員会委員の選任について

○議長（櫻井 明君） 日程第15、議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、岐南町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において、岩田晴義議員、渡邊憲司議員、木下美津子議員、長谷川 淳議員の4名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会はただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、委員会は次の休憩中に、休憩いたしません。結果を議長までご報告願います。

ここでしばらく休憩いたします。暫時休憩いたします。

午後 0時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に岩田晴義議員、副委員長に木下美津子議員。

以上であります。

ここで暫時休憩として、議会運営委員会の署名が必要なため、休憩をいたします。

午後 0時55分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

ただいま議会広報特別委員会委員の私、櫻井と三宅祐司議員より辞任願が提出されました。

委員会条例第10条第2項の規定により、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程

に追加し、日程第16とし議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第16とし議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 0時57分 休憩

午後 0時58分 再開

○副議長（三宅祐司君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。



第16 議会広報特別委員会委員の辞任について

○副議長（三宅祐司君） 最初に、櫻井 明議員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、櫻井 明議員の退場を求めます。

（除 斥）

○副議長（三宅祐司君） お諮りします。櫻井 明議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○副議長（三宅祐司君） ご異議なしと認めます。よって、櫻井 明議員の辞任を許可することに決定しました。

櫻井 明議員の入場を求めます。

（除斥入場着席）

○副議長（三宅祐司君） ここで暫時休憩とします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

次に、三宅祐司議員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三宅祐司議員の退場を求めます。

（除 斥）

○議長（櫻井 明君） お諮りします。三宅祐司議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、三宅祐司議員の辞任を許可す

ることに決定しました。

三宅祐司議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

○議長(櫻井 明君) ただいま議会広報特別委員会委員2名に欠員が生じました。

議会広報特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、日程第17とし議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) ご異議なしと認めます。



第17 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長(櫻井 明君) 日程第17、議会広報特別委員会委員の選任の件を議題とします。これより議案を配付します。

(配 付)

○議長(櫻井 明君) 委員2人が欠員となっております。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において渡邊憲司議員、後藤友紀議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長(櫻井 明君) ご異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の正・副委員長は、岐南町議会委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、同条例第7条第1項の規定によって、正・副委員長の互選のため、委員会は次の休憩中に開催し、結果を議長までご報告願います。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長(櫻井 明君) 休憩を終わり、会議を再開します。

ここで議会広報特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

委員長に後藤友紀議員、副委員長に村山博司議員。

以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時06分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま町長から同意第5号 岐南町監査委員の選任同意を求めることについてが提出されました。

お諮りします。岐南町監査委員の選任同意を求めることについてを日程に追加し、日程第18とし直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、岐南町監査委員の選任同意を求めることについての件を日程に追加し、日程第18として直ちに議題とすることに決定しました。



第18 同意第5号

○議長（櫻井 明君） 日程第18、同意第5号 岐南町監査委員の選任同意を求めることについてを議題とします。

これより議案を配付いたします。

（配 付）

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 配付が終わっておりますので、本件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 同意第5号 岐南町監査委員の選任同意を求めることについてご説明申し上げます。

本日、松本暁大議員より辞職願が提出されましたので、後任に松原浩二議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 以上で提案説明は終わりました。

地方自治法第117条の規定により、松原浩二議員の退場を求めます。

（除 斥）

○議長（櫻井 明君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長（櫻井 明君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（櫻井 明君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。同意第5号について、これに同意することに賛成議員の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、同意第5号の岐南町監査委員の選任同意を求めることについては、これを同意することに決定しました。
松原浩二議員の入場を求めます。

(除斥入場着席)

- 議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。
午後 1時09分 休憩

午後 1時09分 再開

- 議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。
ただいま岩田晴義議会運営委員長より、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査について、会議規則第70条の規定によって、閉会中の継続調査の申出がありました。
ここで事務局より閉会中の継続調査申出書の写しを配付します。

(申 出 書 配 付)

- 議長（櫻井 明君） お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第19として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第19として直ちに議題とすることに決定しました。

————— ◆ —————

第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（櫻井 明君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

—————

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、次期定例会の会期等、効率的な議会運営に関する調査については、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2023年（令和5年）第3回定例会を閉会します。

午後 1時12分 閉会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会副議長

渡 邊 憲 司

岐南町議会副議長

三 宅 祐 司

岐南町議会議員

岩 田 晴 義

岐南町議会議員

長谷川 淳